

## 海外実情調査報告（米国）

### 1. 日程・訪問先

(1) 平成12年5月1日（月）～5月8日（月）

#### (2) 訪問先

（ニューヨーク）

5/1（月）	ニューヨーク市法曹協会（弁護士会） リーガル・エイド・ソサエティ ニューヨーク郡地方検事局
5/2（火）	ニューヨーク州上位裁判所刑事部 クリフォードチャンス・ロジャース&ウェルズ法律事務所
5/3（水）	ニュージャージー州エセックス上級裁判所

（ワシントンDC）

5/4（木）	全米州裁判所センター・ワシントンDC支部 バージニア州東部地区連邦地方裁判所
5/5（金）	アメリカ法曹協会 ワシントンDC連邦公設弁護人事務所

（シアトル）

5/7（日）	デビス・ライト・トレメイン法律事務所
5/8（月）	ワシントン大学ロースクール ワシントン州キング郡上級裁判所 デビス・ライト・トレメイン法律事務所

### 2. 参加委員

佐藤幸治会長、鳥居泰彦委員、吉岡初子委員

随行事務局員 樋渡事務局長、早野主任専門調査員、釜井専門調査員、岸参事官補佐

随行大使館・領事館員 佐藤隆文一等書記官、佐藤達文二等書記官（ワシントンDC）、

清水洋樹領事（ニューヨーク）、佐藤首席領事（シアトル）

### 3. 調査結果

(1)～(13)のとおり

(1) The Association of the Bar of the City of New York  
(ニューヨーク市法曹協会(弁護士会))

5月1日(月)

(対応者)

アラン・ロスタイン弁護士 Alan Rothstein (General Counsel)

ウィリアム・ダラス弁護士 William M. Dallas, Jr.

(Attorney at Law, Sullivan & Cromwell)

(要旨)

#### 陪審制度

陪審制は、ものの見方は人ごとに違う、事実は相対的なものであるとの前提に立ち、事実認定を一般人からなる陪審に委ねるという仕組みである。陪審制は完璧な制度とはいえないが、これを廃止しようという議論は米国では聞かない。民主政にも欠陥が多いが、これよりましな制度が考えられないのと似ている。OJシン普森事件は、過剰報道で国民の注目を集めた極めて特異な事件であり、これを一般化して陪審制を論じるべきではない。

米国民の意識については、陪審員となることを喜ぶ人はいないが、責務としての自覚はあると考える。陪審員手当は、NY州は最も高いが、それでも1日40ドルに過ぎない。出頭拒否には罰則があるほか、陪審員となるために休暇を取る従業員に対して、使用者が解雇など不利益取扱いをすることが禁じられている。市民の協力確保の見地から、当州では近年、陪審制度改革が行われ、従来陪審員の義務が免除されていた医者や弁護士などの職種についての特例が撤廃された。また、期間の短縮化、陪審員の待遇改善、陪審員教育の強化などが図られている。

陪審員に対する脅迫や買収等の例は、現在はほとんど聞かない。評決までの間、陪審員を隔離することもありうるが、かえって陪審員の確保を困難とするおそれもあり難しい。犯罪報道の在り方は、報道の自由と公平な陪審を受ける権利という憲法上の2つの権利の調整の問題である。裁判は可能な限り公開されるべきだが、他方、陪審員の判断が報道に影響されないことを担保することは必要である。実際には、公開の具体的範囲が個々の裁判官の裁量に委ねられており、少年事件等では一定の制限が行われることがある。

陪審の事実認定については上訴は許されない。仮に広範に上訴を認めると、あらゆる事件が容易に決着がつかなくなるので、上訴審では法的問題のみを争うという仕組みは妥当と考える。陪審員は証拠に直接接するが、上訴審では証拠調べを行わないので、上訴審が陪審より事実を的確に判断できると考える理由がそもそもない。被告人側も検察側も上訴できない仕組みなので、両当事者間の公平という点でも問題ないと思う。

#### 裁判官任用制度

州裁判所システムの一部である市裁判所の裁判官については、市長による任命制と公選制が併存している。任命制の場合には、政党が推薦する候補者の中から市長が任命する。まず政党は、選定委員会を設けて適格性審査に客観性を持たせ、候補者を選定して市長へ推薦する。これとは別に市法曹協会(Bar Association)等も推薦行為を行うが、これは候補者の適格性についての協会としての意見表明であり、任命権者を拘束しない。現に、現市長は、協会の推薦に従わない場合もあった。協会による推薦意見は非公開である。裁判官の資格要件

については、一定の実務経験は制度上要求されていないが、実際には10年程度以上の法廷実務経験を持つ者が多い。裁判官候補者の確保に関しては、市裁判所では、特段の問題は生じていない。

連邦裁判官については、大統領が任命するが、上院の同意が必要であることから、事実上、地元州選出の上院議員の推薦に基づき行われる。裁判官に空席が生じると、上院議員の下に審査委員会が設けられ、地元大学や政治団体などが提出した名簿に基づき審査を行い、推薦者リストを作成して司法省へ送付する。司法省による審査・身辺調査を経て、最終的に残った複数の候補者の中から大統領が選んで任命する。連邦裁判官の上院における同意手続は、近年、政治化する傾向にある。

公選制との比較において、任命制は、政治性の緩和という点で優れた制度と考えるが、任命制もそれ自体が政治的プロセスである。裁判官任用において政治性を完全に排除することは、不可能であるばかりか、むしろ民主主義下では不適切であると考えられている。もちろん政治性の行き過ぎによる弊害が生じないような工夫は重要であり、例えば候補者推薦過程の定型化、候補者の経歴調査の徹底、第三者からの意見聴取の強化などが図られている。任用過程の政治性にかかわらず、裁判官は、強い身分保障により、政治的考慮に左右されずに職責を全うしうる仕組となっており、例えば連邦裁判官は終身任期である。連邦裁判官候補者の確保については、裁判官の社会的地位の高さから、適性を有する希望者の確保に困ることはない。

#### 法曹養成・法曹人口

ロースクールに期待する役割について、大学側と実務側との間で見解をやや異にする。実務側は、ロースクールに実務教育を期待している。大学側は、法の基本的考え方や理論を重視する。米国で、法曹資格取得に当たって実務修習 (apprenticeship) が義務づけられていないことについて、特段の問題が生じているとは考えておらず、実際には、大学や実務において多様な研鑽の機会が提供されている。NY州では毎年3,000~5,000人が司法試験に合格するが、近年は、ロースクール卒業後の2か月程度予備校に通って受験準備する者が多い。

法曹人口増加と訴訟事件増加との関係については、どちらが原因でどちらが結果かを判断することは困難である。少なくとも、訴訟事件増加を好ましく思わない立場の人が、犯人探しをして、法曹人口増加が原因だと主張している側面があることは事実である。いずれにせよ、法曹人口の数を人為的にコントロールすることは反トラスト法 (独禁法) 違反と考えられている。経済動向等によりロースクールの受験者は変動してきており、経済原理による調整メカニズムが働いていると思われる。法曹資格をとることと、実際にどのような仕事をするかは別問題なので、法曹有資格者が増え過ぎて直ちに問題が起こるとは考えない。

#### 弁護士 の 在り方等

多くの弁護士が仕事の傍らプロボノ活動を行っているが、こうした活動を義務づけようとする具体的な動きは聞かない。法曹倫理については、法律家協会が直接的な責任を負わないが、法曹の綱紀維持に責任をもつ裁判所に対して必要な助言は行っている。なお、米国には日本のような顧問弁護士という形態はない。事件の都度、適切な弁護士に依頼すれば足りるので、個人や企業が外部の特定の弁護士と包括的な顧問契約を結ぶという慣行はない。

(2) The Legal Aid Society (リーガル・エイド・ソサエティ (ニューヨーク))

5月1日(月)

(対応者)

バーネット・カーウェイ・スプリエル上級管理員 Bernette Carway-Spruiell  
(Senior Administrator, Executive Office)

ローラ・ジョンソン監督員代行(刑事弁護部) Laura R. Johnson  
(Interim Director, Special Litigation Unit, Criminal Defense Division)

アンドリュー・エイベル研修調整員(刑事弁護部) Andrew H. Eibel  
(Training Coordinator, Criminal Defense Division)

(要旨)

概要説明(ビデオテープ使用)

別紙1参照

質疑応答

問 日本では、報酬の低さなどの理由から、法律扶助に積極的に関わる弁護士を得にくいという問題がある。当地でも同様の問題があるか。

答 LASに勤務する弁護士の給与もローファームに勤務する弁護士に比べればかなり低いが、採用希望者は非常に多い。一つのポストに5~10名程度応募してくる。応募の動機は、貧しい者を手助けしたい、トライアルの経験を積みたいなど、様々である。したがって、人材確保に苦勞することはないが、さらに多くの弁護士を雇用し、それぞれにより高い給与を支払うに足りる財源が欲しいのはもちろんである。

問 一般的に見て、法律扶助に関わる弁護士には経験の浅い者が多く、サービスの質が低いという批判についてどのように考えるか。

答 LASでも経験の浅い弁護士は多いが、サービスの質が低いという批判は当たらない。理由は、経験年数は短くても、ロースクール在学中に実務的な経験を積んでいる上、LASは、毎年、たくさんの採用希望者の中から優秀な者を採用している、ニューヨーク州では弁護士の継続教育が義務づけられており、定期的に研修を受けなければならない、LASでは、経験の浅い弁護士が単独で仕事をするのではなく、経験豊かな弁護士が指導・監督するようにしているなど。

問 LASとニューヨーク州、ニューヨーク市等との契約関係はどのようになっているのか。

答 刑事弁護の関係で、市からは5500万ドル、州からは1000万ドルを受け取っており、連邦とも契約を結んでいる。死刑事件の弁護関係ではState Capital Defenders Officeと契約を、少年権利部門の関係では、州と契約を結んでいる。

問 ニューヨーク州、ニューヨーク市等政府機関がLASの職務内容に対し何らかの評価をすることがあるのか。

答 政府機関は、我々が契約に見合った事件数を処理しているかを評価している。しかし、我々は私的組織であり、契約に従い政府機関から資金は得ているが、仕事の内容について指示されるようなことはない。事件によっては、貧困者を代理して契約の相手方である政府機関を訴えることもあるので、政府機関とは微妙な関係にあるとは言える。

### (3) New York County District Attorney's Office (ニューヨーク郡地方検事局)

5月1日(月)

(対応者)

フレデリック・ワッツ地方検事補

Frederick J. Watts (Administrative Assistant District Attorney)

(要旨)

#### 検察官の役割等

一般的には、長である地方検事(District Attorney)が交代すると、地方検事補が総入れ替えされ、犯罪に対するアプローチの仕方等の政策も大きく変わる(もちろん法の執行者という立場から自ずと限界はある)。もっとも、この地域では1975年以来地方検事が交代していないので、このような政策の変化はない。近時、検察官の役割について、発生した犯罪への対処という伝統的な役割に加えて、犯罪予防への寄与が認識されてきている。検察官が学校へ出向いて防犯についての講義を行ったり、コミュニティから日常的に種々の情報が入ってくるような工夫をしたりしている。

#### 陪審制度

当検事局は、マンハッタン地区を所管しており、年間130,000~135,000件程度の刑事事件を処理しており、そのうち陪審裁判になるのは1,000件程度である。陪審裁判の審理は、通常4、5日から1、2週間程度続くが、1、2日で終わるものもあるし、数か月かかるものもある。陪審裁判は裁判官裁判に比べて時間がかかる。特に陪審員の選任に時間がかかる。当事者として裁判官裁判と陪審裁判のどちらを選ぶかは、担当する裁判官が誰であるかによると言えるが、選択権は被告人にある。被告人としては、どちらが自分にとって有利であるかという観点から選ぶことになる。

陪審制度について、部分的に改善すべき点はあるが、全体としてはうまく機能していると思う。現在ニューヨーク州において進められている改革(陪審義務の免除の範囲の縮小など)が参考になる。時間がかかり過ぎる陪審員選任手続、裁判官の説示等陪審員に対する情報提供の在り方などについては改善すべきである。評決についての全員一致の原則について修正すべきという意見もあるが、個人的には問題ないと思う。陪審員の構成のアンバランスという問題もないと思う。陪審が事実誤認を犯しているとは思わないが、ジュリー・ナリフィケーション(陪審による法の無視。例えば、公訴事実があると認定しながら、被告人に同情してより軽い犯罪事実を認定するなど)は時々発生する。本来許されるべきことではないが、コミュニティの声を裁判に反映させるのが陪審制度である以上、ジュリー・ナリフィケーションは必ずしも悪いことではないと考える。

#### 答弁取引

答弁取引は、何が正当な刑罰かは同じ犯罪についても処罰の対象となる人ごとに異なること、刑事事件の効率的処理(公判審理によると時間がかかるし、結論が予測できない面もあるのに対し、答弁取引によると早く確実に結論を得られる。これは被害者・国民にとっても重要な視点。)という観点から、合理的な制度であると思う。国民の信頼を得るためには、答弁取引によるのか、公判審理に持ち込むのかのバランスの取り方が重要である。

(4) New York State Supreme Court (Criminal Division)  
( ニューヨーク州上位裁判所刑事部 )

5月2日(火)

(対応者)

ミッキー・シェラー判事 Hon. Micki A. Scherer (Administrative Judge)

アラン・マーフィー事務長 Alan J. Murphy (Chief Clerk)

(要旨)

裁判官任用制度

まず、州裁判所システムとしては、制限的管轄権を有する下級裁判所であるニューヨーク市裁判所が存在する。市裁判所の裁判官については、民事部は公選制、刑事部及び家事部は市長による任命制である。任命制においては、10年の法曹経験が資格要件であるが、弁護士実務経験がある必要はない。候補者本人が提出する申告書(質問事項への回答)をもとに、審査委員会、法曹協会(Bar Association)、市長側近等から6~10回の面接を受ける。最終的に絞られた3名の候補者の中から市長が直接面接して決定する。

Supreme Court(一般的管轄権を有する州上位裁判所:地裁に相当)の裁判官(任期14年)は、公選制であり、政党の指名を受けて立候補する。下級裁判所の裁判官として経験を積んだ者が候補者に選ばれることが多い。Appellate Division(州中間上訴裁判所)の裁判官は、組織的には州上位裁判所の一部であり、州上位裁判所裁判官の中から知事により指名される。Court of Appeals(州最高裁)の裁判官は、知事により任命される。州最高裁裁判官の構成のうち、現長官を含む約3割の者は裁判官以外の出身である。

私自身を例にとると、ロースクール卒業・資格取得後、10年間、裁判所ロークラークを経験した後、市裁判所の裁判官に自ら応募して任命され、その後2度再任されている(任期は10年)。一般に、ロークラークの経験は、裁判官になるための優れたトレーニング機会と考えられている。近年、州上位裁判所の裁判官定員の構造的不足を埋めるため、市裁判所裁判官のなかから、知事が州上位裁判所裁判官代行として任命する慣行となっており、私もその一人として任官3年目から州上位裁判所へ移った。裁判官は政治家が任命するが、論功行賞ではなく、多様な人の意見を聴きつつ総合的に人選がなされる仕組みとなっており、私自身も、特段政党とのつながりはない。

裁判官の独立と法曹協会の役割

裁判官は政治活動に参加することは一般に禁止されているが、自らが裁判官に応募したり、市裁判官が州上位裁判所裁判官の選挙に立候補することを表明した場合に限り、それらの政治的プロセスへの参加が許され、政治集会に出席する。司法判断の政治からの独立という点では、判決内容が任命権者を含む政治家から攻撃されるケースも稀ではないが、そのような場合に、係属中の事件についてコメントすることが許されない当該裁判官に代わり、法曹協会(Bar Association)が裁判官を支援する場合がある。法曹協会が国民に対して、当該判断が法的に正当なものであることを説明する訳である。これらの支援は、法曹協会が自発的に行う場合と、当該裁判官の求めにより行われる場合がある。ここで言う法曹協会は、多様な任意加入団体であり、州法曹協会、市法曹協会、郡(区)法曹協会、女性法曹協会、黒人法曹協会等様々な種類がある。多くの法曹、すなわち弁護士、裁判官、検察官、ロークラーク

等は、法曹資格取得(admitted to the bar)後、各々の関心に応じて複数の法曹協会に加入している。一方で、会費を払うメリットを感じなければ、どこの会にも加入しないことも自由である。

### 陪審制度

当裁判所では、毎日約600名の陪審員候補者が召喚され、約200名が出頭する。召喚状を受け取った者は、一定の事由があることを示して義務履行を延期できるほか、1回だけ無条件で延期を求める権利が与えられている。当裁判所での義務懈怠の率は約15%である。3度懈怠が重なると、コンプライアンス・ヒアリングと呼ばれる裁判官又は担当司法官が主宰する聴聞手続に召喚され、250ドルまでの罰金、翌日陪審員として出頭すべき旨の命令、単なる叱責等を含め、少なくとも何らかの制裁が課された上で、次回出頭することを書面で誓約させられる。最も悪質な場合、裁判所侮辱として懲役刑もありうるが、実際にはほとんど行われていない。15%という数字は、召喚状発送先の名簿の不完全さ等により対象者へ召喚状が到達しない場合も多いため、必ずしも正確ではない。また、この中には聴聞手続にさえ出頭しない者も存在する。その意味では制度的に不完全と言えはそのとおりだが、義務懈怠を繰り返すような人々はそもそも陪審員としても相応しくないと考えられるので、結果的に問題ないと考えられる。

実際の法廷では、1事件当たり通常50~60人の陪審員候補者が待合室から法廷へ一斉に呼び込まれ、選任手続が開始される。検察・弁護両当事者がこれに力を注ぐことは当然だが、裁判官にとっても、陪審員選任は最も苦勞する手続である。陪審員全員に陪審の職責をよく理解させ、評議に積極的に協力させるように注意を払う。これは、陪審員のうち1人でも参加や評決を拒む人が出れば、審理やり直しとなり、選定手続から全て繰り返さねばならず、膨大な無駄が生じて皆の不満が高まるだけでなく、被告人の心理的負担にもなるからである。そもそも陪審員には、全体像や見通しを知らされないことによるフラストレーションが避けられない。例えば、証人の不出頭等により審理が翌日に延期された場合に、陪審員に二度手間を強いることとなるが、予断を与えることを避けるため、延期の理由等を陪審員へ告げることはできない。

近年、審理期間の短縮化努力により、以前2週間程度かかっていた審理が通常3~4日で終了することとなったが、現在係属している事件の中には8~9週間続いているものも一部ある。これら長くかかりそうな事件には、あらかじめその旨を示して陪審員候補者の中からボランティアを募っている。忌避により実際に陪審員に選任されない人も多いが、2日間出頭すれば義務を果たしたとみなされる。一たん陪審員義務を果たすと、次の4年間は召喚されない。

現在は、職業や年齢等による陪審員義務免除制度は廃止されている。このため、市長や最高裁長官も例外なく陪審員としての義務を履行している。もっともこうした有名人は、いずれかの当事者により忌避される場合が多い。例外規定の削除は概ね好意的に受け止められているが、重要な公的職責を果たしている人々を、一陪審員候補者として長時間拘束することは社会的損失であるという批判も存在する。

陪審員義務に対する一般の意識は、総じて言えば、陪審員として出頭を強いられることについて、かなりの負担感があることは否定できないものの、実際に陪審員となれば真面目に職責を果たそうと努めるし、遂行後には一定の満足感を感じているのではないか。

( 意見交換後、法廷傍聴を行い、刑事事件の陪審員選任手続等を視察 )

(5) Clifford Chance Rogers & Wells LLP

(クリフォードチャンス・ロジャース&ウェルズ法律事務所(ニューヨーク))

5月2日(火)

(対応者)

ジェームズ・ワイドナー弁護士	James B. Weidner (Attorney at Law)
ジョン・キッド弁護士	John E. Kidd (Attorney at Law)
ミケル・パンチュリアーノ弁護士	Michel J. Pantuliano (Attorney at Law)
ビクター・サイバー弁護士	Victor Siber (Attorney at Law)
ジョン・ジョンソン弁護士	John T. Johnson (Attorney at Law)
ミネヨ・ヤマグチ氏(パラリーガル)	Mineyo Yamaguchi

(要旨)

概要説明

別紙2参照

陪審制度

陪審制度は、コストがかかるが、個人的には強く支持している。6~12人の市民による判断の方が一人の裁判官の判断より優れているからである。陪審が正しい判断をするためには、裁判官が陪審員に事件の内容・法律を十分理解させることが大切である。このような見地から、陪審制度について種々の改善策が取られており、例えばアリゾナ州の例(裁判官と陪審員とのコミュニケーションを強化したり、陪審員のメモ取りや裁判官経由での証人尋問を認めたりする等の工夫)が参考になる。

刑事事件で陪審裁判が多く利用されているのは、刑事事件が人の生死という重要な問題を扱うからであろう。

弁護士の在り方等

100万人とも言われる米国の法曹有資格者数は多過ぎるかもしれないが、必ずしも全部がいわゆる弁護士業務に携わっているわけではなく、議会、政府機関、企業等広い分野に進出している。トライアルを担当する弁護士は200,000人程度ではないか。アメリカ国民は、弁護士に対し、様々な紛争を解決して社会をより良いものとしているという積極的な評価をしている反面、弁護士は必要以上に依頼者を利益追及の方向へプッシュし過ぎるといった消極的な評価もしている。

当事務所のアソシエイトの多くはプロボノ活動は弁護士の義務と考えており、事務所としてもプロボノ活動への参加を奨励しているが、これに参加するかどうかは、個々の弁護士の判断による。しかし、実際、若手弁護士が仕事上の厳しいノルマを果たすためプロボノ活動に参加したくてもできないという批判があるのも事実である。最近若手弁護士の給与が高騰しており、ローファームの経営者の立場からすると、プロボノ活動に積極的に参加されては困るという側面があるのも確かである。

弁護士が優れた経営者とは限らないので、当事務所の経営にはビジネスの専門家にも関与してもらっている。経営に関する重要事項の最終決定はシニアローヤーからなる委員会で行うが、個々の事件については担当弁護士の判断による。



経済の国際化に伴い、ローファームも国境を越えたサービスを提供することが期待されている。重要なのは、異なる国の法律・文化の相違点・共通点を理解することである。当事務所は、26国・3,100人の弁護士を抱えており、経営のレベルでも各国のスタイルを持ち込むようにしている。

新人弁護士のリクルートについて、当事務所の米国関係に限って言うと、毎年50人程度新人を採用する。これに対し約4,000人の応募があり、このうち700人について、ロースクール30校程度を訪問して面接する。さらに、このうち250～300人を当事務所に招いて約30分間面接する。このリクルート面接はロースクール2年次修了段階で行い、面接後に行う当事務所でのサマープログラムの結果が良ければ、採用内定となる。このように多大な時間と費用をかけて行うリクルートは、非効率であるが、他の事務所との競争があるので、自ら変えることは難しい。

(6) Superior Court of New Jersey, Essex Vicinage  
(ニュージャージー州エセックス上級裁判所)

5月3日(水)

(対応者)

ジョセフ・ファルコン判事 Hon. Joseph A. Falcone (Assignment Judge) ほか

(要旨)

裁判官任用制度

ニュージャージー州裁判官は知事による任命制である。一般に、任命制は公選制より優れた制度と考えている。当州裁判官の資格要件は、法曹資格取得後10年以上の法曹実務経験を有することであるが、多くの裁判官は任官前に15年以上の実務経験を有している。実際の手続は、まず上級裁判所(地裁に相当)のある地区選出の州上院議員の推薦に基づき、知事側近が当該候補者に詳細な身上書の提出を求め、インタビューを行い、第三者からの聴取り調査、警察による身辺調査が実施される。その後、州法曹協会に設置される裁判官検察官任命委員会に推薦の有無を照会する。同委員会は、地区法曹協会の調査や本人の面接により審査し、知事に意見を述べる。当州では、知事は、法曹協会の推薦しない候補者は任命しない慣行がある。任命に先立つ7日前には、任命予定者が新聞等で公告され、これを見た州民が知事に意見を述べることもできる。その後、候補者は州上院司法委員会の公聴会等に出頭し、上院の承認を得て、知事から正式に任命される。なお、裁判官は、地区の上院議員等の党派にかかわらず、民主党及び共和党から半数ずつ出すべきこととなっている。

当初の任期は7年であるが、この間に2回(3年目と6年目)裁判所当局及び法曹協会による詳細な勤務評価が行われる。複数の弁護士による匿名の評価や、法廷での仕事振りをビデオに撮って分析することも行われる。評価内容には、裁判官本人と任命委員会及び所長判事が見ることができ、本人の能力向上のための参考資料となる。また、知事は、再任するときの資料としてこれを用いることができる。裁判官の能力とは、具体的には、法律の知識、関係者への接し方、先入観や偏見のないこと、判断の迅速さ等である。そのような詳細な評価を行うことが裁判官の独立を脅かすのではないかといった議論は全く聞かない。一旦再任されると、今度は70歳まで身分が自動的に保障される。

州裁判官の転勤・配置換えは、上訴審裁判所への昇任も含め州最高裁長官が権限を有しており、当該裁判官の同意は要しないし、意見を聴く必要もない。裁判の内容に介入する訳ではないので、こうした州最高裁長官の権限は裁判官の独立とは無関係と考えられている。実際には、転勤は隣接する地域の範囲内で行われる場合が多い。日本のように、裁判官の転勤・配置換えについて裁判官本人の同意を要する制度が、うまく機能するとは自分には想像しがたい。なお、連邦裁判所では、地裁裁判官が高裁裁判官になるときに政治的任命プロセスを繰り返す必要があり、最高裁長官の一存では異動させられない。したがって、連邦の場合に比べて、当州の最高裁長官は大きな人事権限を有していると言える。

裁判所への情報技術の導入・オンブズマン

1980年代半ばより、州裁判所全体にコンピュータを用いて事件の進行管理を行うケース・マネジメント・システムを導入した。その後、裁判所内LANネットワークの整備を経て、近年は、インターネットを用いた内外の情報流通の促進に力を入れている。同システムには、

弁護士が直接アクセスできるほか、一般利用者からの電話での問合せにも対応する。こうしたプログラムの開発は、裁判所職員であるIT（情報技術）専門スタッフが携わっている。裁判所内ITスタッフとして、ニュージャージー州裁判所全体で300～400人が雇用されている。

裁判所内に、オンブズマン室が設置されており、苦情処理、利用相談、法律情報の提供、外国人へのサポート、簡易な調停などを独立的立場から行い、利用者から高く評価されている。現在、当裁判所のオンブズマン室には法曹有資格者を含む3人のスタッフが配置されている。

(7) National Center for State Courts (Washington DC Office)

(全米州裁判所センター・ワシントンDC支部)

5月4日(木)

(対応者)

トーマス・マスターマン支部長 G. Thomas Musterman (Director)

(要旨)

陪審制度

昨年、陪審制度についての一般国民(陪審員経験者に限らない)の意識調査結果によれば、80%の米国民が、陪審制度は有罪判断を下すための最も公平な制度であると答え、本制度に高い信頼を寄せていることが改めて明らかになった。一般に、有罪評決を得た被告人でさえ、陪審制度には敬意を払っており、裁判結果に不満があるとしても、それは裁判官、弁護士や証人のせいだと考える傾向がある。

1960年代より各州で陪審制度の改革が行われており、陪審員義務の例外規定の縮減・廃止、陪審員のメモ録取の容認、陪審による質問方法の拡充、陪審手当の改善等が図られている。陪審員の確保は、どの州においても大きな問題であり、ニューヨーク州などの典型的な例では、召喚状を発送した陪審員候補者のうち実際に期日どおり出頭するのは約25%で、名簿の誤りなどで本人に到達しないものも約25%ある。約35~40%は、病気、保育、経済的理由、仕事の都合等があり、次の機会へ回している。このほか、2度発送しても何ら返事のない者が10%程度いるが、これらの者に対し罰則により出頭を強制することは稀である。

陪審員が感じるストレスについても調査・研究を行っているが、証拠調べ等で残酷・醜悪な事例に接するストレスもさることながら、最も大きなストレスは、時間的拘束に関してスケジュールの見通しが立たないことと、自らへ危害が加えられるおそれを懸念するものである。ただし、全米で年間20万件の陪審裁判のうち、実際に陪審員への危害が報告されたケースは、多くとも年間1~2件しか聞かず、極めて稀と言える。

評決ルールを全員一致とするか特別多数とするかなど、陪審制の具体的仕組みは州毎に多様である。ロサンゼルスなど一部地域では評決不成立(hung jury)によるやり直しが15%程度に達しているが、背景としては人種・民族問題に根ざす警察官不信や、陪審による法の無視(jury nullification:例えば法令違反は認めるが有罪としない)等が指摘されている。個人的見解では、特別多数制よりも全員一致制が望ましい制度と考えている。全員一致による判断には、重要事項の最終判断に比類ない重みをもたせる効果と、陪審員一人ひとりが不可欠の存在として真剣に取り組まざるをえないという、他では代替できない効果があることに留意すべきである。

(8) U.S. District Court ( Eastern District of Virginia )  
( バージニア州東部地区連邦地方裁判所 )

5月4日(木)

( 対応者 )

T・S・エリス連邦判事 T.S.Ellis (U.S. District Judge)

( 要旨 )

陪審制度

米国の陪審制度は民事・刑事を問わず幅広く利用されているが(当地では公判審理に進んだ事件の中での裁判官による裁判の割合は10%未満)、これは米国の歴史・文化に根ざすものである。陪審は誤りを犯すこともあるが、市民からなる陪審の判断であるからこそ受け入れられる。陪審裁判は、刑事事件が最も適していると思う。特許関係裁判など高度の専門性が問題になる民事事件には向かない(なお、全ての民事事件について陪審裁判を受ける権利が保障されている訳ではなく、例えば、合衆国政府を被告とする訴訟などは陪審裁判の対象外である。)米国のような不均質な社会において陪審制度は極めて有用であるが、均質性の高い社会において、あえてコストの高い陪審制度を導入する必要性は乏しいように思う。

コストの点について言うと、カリフォルニアでは、陪審の構成が社会の構成を適切に反映しているかという観点ではなく、個々の陪審員が自己に有利かという観点から陪審員選任手続が行われており、陪審員候補者に対し当事者から詳細な質問がなされるので、選任手続に1週間も要している。当地では、陪審員候補者に対する質問は裁判官が行い、選任手続は大抵2~3時間で終わる。このような相違の背景には、陪審の公正さに対する考え方の違い、文化の違いがある。一定の場合には、裁判官が陪審の判断を覆すことも認められているが、実際に覆されるのは稀である。自分自身、覆したことはある。

裁判官任用制度

連邦裁判官任用制度の概要説明(実情視察用基礎資料参照)。大統領が誰を指名するかについては、当該地域選出の上院議員の推薦によるのが通常であり、上院議員が推薦者をどのようにして決めるかは様々である。自分自身は、大きなローファームの訴訟弁護士の経験等を経て、連邦裁判官への任命を希望して2回目のチャンスで上院議員の推薦を受けることができた。その上院議員とは面識もなく、推薦された理由はよく分からないが、多分自分にはマイナス点が少なかったからだろう。自分のように政党との関係があまりなくて、連邦裁判官に任命されるのは少数派である。連邦裁判官は通常20年以上の事実審での経験を有しており、45歳以下で任命される者はほとんどいない。上位議員に推薦された後のFBIによる身上等の調査は極めて詳細であり、私の場合6か月程度行われた。

連邦裁判官の任命過程には政治的影響がかなり反映しているのは確かであるが、個々の裁判官の政治的立場・考え方は、既存の法の事実への適用が問題になる裁判(通常の裁判)には影響しない。しかし、新しい法解釈が求められるような裁判については、裁判官の世界観、政治的考え方が影響してくると思う。

裁判官が国民から信頼されるためには、自分の政治的立場・先入観・偏見に捕らわれることなく、当事者の主張に耳を傾け、公平な第三者的立場で判断することが必要であり、裁判官はみなそのようになるべく努力していると思う。

## (9) American Bar Association (アメリカ法曹協会)

5月5日(金)

(対応者)

ロバート・エバンズ弁護士 Robert D. Evans

(Director of Governmental Affairs Office)

デニス・カードマン弁護士 Denise A. Cardman (Senior Legislative Counsel)

### アメリカ法曹協会の概要

本協会は任意加入の法曹団体であり、34.5万人の法律実務家や法学者、4.8万人のロースクール学生、1万人の法律事務所事務員や外国法事務弁護士等が加入している。各州の法曹協会は任意加入のものと強制加入のものがあり、その他地域毎や分野毎に様々な任意法曹団体があるが、本協会は全米規模の法曹団体としては随一のものである。1998年の調査によれば、法曹(Bar)として登録している者の59%が弁護士として活動し、12%が裁判官やロークラークなどその他の法律実務に携わっている。その他は、官公庁、企業、大学等に勤務している。

弁護士の規律についての監督権限は、一般に州最高裁にある。ABAは倫理基準のモデルを作っており、各州で参考とされているが、強制力はない。

### 法曹養成・法曹人口

全米225校あるロースクールのうち、183校をABAが認定している。一般に、ABA認定校を卒業すると全米各州で司法試験の受験資格があるとされており、非認定校の卒業は当該州でのみ受験資格として認められるに過ぎないことが多い。全ての認定校について7年毎に詳細な再審査を行っており、年間30~40校が対象となる。

以前は、法曹養成は徒弟教育が中心であったが、19世紀後半からロースクールを通じた法律教育改善への取組みが行われ、やがてロースクールの卒業が司法試験の一般的な受験資格として各州政府から認知されるに至った。現在、年間39,000人がABA認定校を卒業(JD学位を取得)しており、毎年37,000名以上の新規法曹が誕生している。司法試験の合格率は州毎に異なり、多くは75%から90%台である。

ロースクール側がABAの認定制度を過剰介入として嫌うということは、あまりないのではないかと。むしろロースクールは、各大学において最も金銭的に余裕がある部局の一つとして、大学の他学部への内部補助を通常期待されているが、ABAの基準は他部局への資金流出を牽制する効果もあり、ロースクールと利害が一致する面がある。

ロースクールの学費が高いとの指摘があるが、これは米国においてはロースクールに限った話ではなく、有名大学では学部(undergraduate)でも同じくらい(年間2万5千ドル程度)の学費を必要とする。負担低減方策としては、奨学金や公的職業就職の際の減免等がある。ロースクール学生に占めるマイノリティ(人種・民族的少数派)等の比率も改善し、学生の多様化は進みつつある。

ブッシュ政権下でクエール副大統領が経済界の意向を汲み、米国には法律家が多すぎるので、訴訟を制限しようとして主張したことがあった。ABAはこれに反対の立場である。訴訟が経済活動を阻害しているというよりは、むしろ企業活動の質向上に寄与していると考えている。クラスアクションや懲罰的賠償制度については、ABAとしては効率的なよい制度だと

考えているが、僥倖（windfall）を狙った訴訟を防ぐ見地から、懲罰賠償の認容額の一部を公的目的のために拠出すべきとの考え方も主張されている。

#### 裁判官任用制度

ABAの裁判官任用過程への関与は、1950年代のアイゼンハワー政権下で始まった。大統領から通知された候補者について、法律家としての能力を質問票・面接・聴取り調査等により審査し、適格・不適格の別を大統領府へ報告している。大統領は、協会の評価に拘束されないが、通常これを尊重している。協会が不適格と評価した者が任命された例は、最近ではレーガン政権下で1名、クリントン政権下で4名のみである。ABAが裁判官任命過程に関与することについては一部に批判的見解もあり、それは、ABAも一つの政治的団体であるので、その見解が裁判官の任命過程において特別の役割を果たすことは問題ではないかというものである。ABAが裁判官に推薦する場合、その者は通常、連邦裁判官では法曹経験12年、州裁判官では法曹経験10年を必要とする。なお、ABAは、裁判官任用制度として、選挙制よりも任命制が優れていると考えている。

## (10) Federal Public Defender's Office (ワシントンDC連邦公設弁護人事務所)

5月5日(金)

(対応者)

A・J・クレーマー連邦公設弁護人 A.J. Kramer (Federal Public Defender)

(要旨)

公設弁護人事務所

連邦裁判所の関係では、貧困者に対する組織的な公的刑事弁護制度として、公設弁護人事務所(Federal Public Defender's Office)とコミュニティー弁護人組織(Community Defender Organization)の二つがある。両者は組織形態において異なるが(前者は公的組織であるのに対し、後者は民間の非営利組織である)、後者の費用も連邦政府でまかなわれている上、取り扱う業務内容等において実質的な相違はない。連邦の94の全管轄区域のうち、74の区域でいずれかの公的刑事弁護制度がある。

当事務所には14名の弁護人がいる(連邦全体で600~700人いる)。当管轄区域内の連邦裁判所関係の刑事事件について、貧困者に対する弁護は当事務所で引き受けるのが原則であるが、当該被告人を弁護することが相当でないような場合(利害が相反する別の被告人の弁護を当事務所で担当しているなど)には、裁判所が個別に他の弁護人を選任する(当事務所が担当する事件の割合は全体の70%程度)。

当地では、公的刑事弁護を受けられる「貧困」の要件は緩やかに解釈されている。被告人に対し事件終了後一定の費用負担を要求することは實際上ほとんどない。

連邦公設弁護人(所長以外の弁護士を含む)は、連邦検事に準じる待遇を受けられる(所長の年収が122,000ドル)。当事務所の弁護人(職員も同様)の数自体は予算で決められているが、誰を採用するかは所長の裁量である。最近の例では、弁護人1人の募集に300から400人の応募があったように、人気のあるポストである。その理由は、プレステージが高いこと、刑事の公判審理の経験を得られること、近時報酬が引き上げられたことなどにある。応募者の経歴は、ロースクール卒業生、大ローファームの弁護士、州の公設弁護人など多様である。採用後事務所にいる期間は2年の者もいれば6年以上の者もいる。

公設弁護人事務所の組織の運営は所長に委ねられており、連邦政府から干渉されることはない。所長は、弁護士、公設弁護人、ロースクール教授などからなる委員会の事前審査を経て連邦控訴裁判所が任命するが、あくまで個人の業績に基づいて判断され、政治的な影響を受けることはない。州裁判所レベルでは、選挙によって選出するということもあるが相当ではないと思う。

連邦公設弁護人事務所の予算は、基本的に事件数に応じて配分され、十分確保されている。

倫理規範の点で、公設弁護人事務所の弁護人が一般の弁護士と異なる点は、事務所の事件以外の事件を受任できないことと、選挙活動ができないことである。

90%以上の事件は有罪答弁で終わる。公判になる事件は、大規模複雑な事件には2~3年かかるものもあるが、大多数は2~3か月で終わる。

州レベルでも公設弁護人制度があるが、運営方法、予算規模等でかなり差があり、なかにはかなり質の悪いところもある。



(11) Davis Wright Tremaine LLP

(デイビス・ライト・トレメイン法律事務所(ワシントン州シアトル))

5月7日(日)・8日(月)

(対応者)

田倉保弁護士

リック・ローソン弁護士 Rich Rawson (Attorney at Law)

クリス・ヘルム弁護士 Chirs Helm (Attorney at Law)

(要旨)

概要説明

別紙3参照

弁護士費用の請求はタイムチャージ制を基本的に採用。1時間当たりの費用は、おおよそ、パートナー弁護士：200～400ドル、アソシエイト(勤務)弁護士：100～200ドル、パラリーガル：40～100ドル。6分毎に記録を取る。

新人弁護士の採用は、書類選考、ロースクールでの面接、当事務所での面接を経て決定される。競争率は100倍以上である。

プロボノ活動

当事務所の1年目の弁護士は最低限1800時間を顧客にチャージするノルマを負っているが、プロボノ活動に参加した時間はこれから控除される。参加の有無・程度は各弁護士の判断による。若手弁護士の中には年間500時間以上参加する者もいるが、4～6年目の弁護士になると、一定の売上げを挙げることが期待されるため、事実上参加が難しくなるという面もある。個人経営の弁護士の方が、プロボノ活動への参加に積極的ではないか。

若手弁護士の教育

1、2年目は、特定の領域に偏らず、できるだけ広い範囲の仕事を担当させるようにしている。シニア・パートナーの監督の下、コーディネーターが若手弁護士に対し仕事を割り振る。特定のパートナーが特定の若手弁護士を独占することのないように配慮している。コーディネーターと若手弁護士とは、e-mailを介して情報交換している。若手弁護士に対する事務所内研修として、先輩弁護士や外部講師による講義(週に1回ペース)等もある。6ヶ月に1度の割合で若手弁護士の勤務内容・研修結果等が評価される。

なお、州によってその内容は異なるが、弁護士資格維持のために、一定期間内に一定の単位を取得すること(認定を受けたセミナーの受講等)が義務付けられている。弁護士倫理は必須科目とされている。

弁護士懲戒制度

弁護士の懲戒手続は、まず州法曹協会に申立がなされる。申立権は、依頼者、弁護士(弁護士には、他の弁護士による非違行為の存在を知った場合、このことを通報する責務があるが、実際にはそのようなケースは多くない)にあるが、州法曹協会が職権で手続を開始することもできる。

申立に理由があるか否かを複数の段階を経て調査した上、州法曹協会内の委員会が判断を

示す（この判断の過程に弁護士以外の者も関与している）。制裁が軽い場合には州法曹協会の制裁が最終判断になるが、重い場合（資格剥奪、一定期間の職務停止）には、州最高裁判所にその判断の承認を求めることになる。依頼者が制裁が軽いことを理由に不服を申し立てることは認められていない。懲戒の対象になる弁護士の多くは、依頼者との金銭の授受について他者から監督されにくい個人事務所や小規模事務所の弁護士である。州法曹協会には、被害を受けた依頼者に対し補償する基金（登録弁護士が資金を拠出）がある。ワシントン州では、資格を剥奪される弁護士は、毎年20～30人である。重い制裁が課されたケースはWashington State Bar News（月刊）で公表される。

## (12) University of Washington School of Law (ワシントン大学ロースクール)

5月8日(月)

(対応者)

ローランド・ヒョルス学院長 Prof. Roland L. Hjorth (Dean)

ダニエル・フット教授 Prof. Daniel E. Foote ほか

(要旨)

### 法曹養成

本校は全学生数500名程度の小規模ロースクールである。司法試験の目的は、法律実務を行うための最小限の能力を判定するものであるのに対し、ロースクールは司法試験の準備や実務訓練自体を目的とするものではなく、「法律家として考える」能力を涵養するところと考えられている。実務界では、大規模法律事務所は自社でシステムティックな実務研修を行っているが、小規模法律事務所等ではこれが整備されていないため、ロースクールに実務訓練を期待する向きもある。

ABAによる認定に関しては、ロースクール側も周到な準備を行い、詳細な資料を用意する。ABAの認定基準は、数年前のマサチューセッツ州で提起された反トラスト(独禁法)訴訟の影響もあり、若干緩和傾向にあると言われているが、ABA基準自身は、総じて合理的なものと考えている。

本校では、臨床教育プログラムに力を入れており、必修科目とはしていないが、80%の学生が選択している。同プログラムでは、担当教授の指導の下、低所得者向けの法律相談や法廷での弁論等を実地に行っている。当州の裁判所規則では、教授1人につきロースクール学生8人まで、指導教授の監督の下で法律実務を行うことが認められている。もちろん依頼者側は拒否できるが、実際にそのような例はない。その理由は、一般に、学生の方が普通の弁護士より時間に余裕があり、一所懸命案件に取り組む傾向があることや、依頼者側の経済的事情から他に選択肢がないことが考えられる。また、近年は、授業における情報技術の導入も進んでおり、コンピュータ利用法律教育システム(CALI)や法令・文献検索の商用データベースが多くのロースクールで採用されている。

(意見交換後、授業を視察)

### 弁護士の在り方等

米国では制度上、弁護士が法律実務を独占しているが、現実には、多くの企業、たとえば会計事務所等が他人のために法律実務を行っている。異業種間共同事業(multidisciplinary practice)を許容すべきかどうか法曹界で大きな議論となっているが、これは理念面での議論であり、MDPのサービスを利用者が不満に思っている訳ではない。主として利益相反や守秘義務の問題への対応は必要だが、法曹以外の雇主が法律サービスに不当に干渉するのではないかという主張は、医者以外が病院を運営すべきでないという主張と同様、必ずしも多くの人の理解を得られていないように思える。歴史的には、弁護士に排他的独占を認めるべきとの主張は支持を失い(losing battle)つづけてきた。

法曹の懲戒権限は、最終的には州最高裁にあるが、これを州法曹協会へ全面的に移そうという意見は、反トラスト法に抵触するおそれもあり、耳にしない。むしろワシントン州では、州最高裁の権限が州議会へ委譲されることを法曹界は警戒している。

## (13) King County Superior Court (ワシントン州キング郡上級裁判所)

5月8日(月)

(対応者)

ロバート・アルスドルフ判事 Hon. Robert Alsdorf (Judge)

(要旨)

### 裁判官任用制度

上級裁判所(地裁に相当)裁判官は、選挙(4年ごとに実施)又は知事による任命により選任される。知事による任命は、前裁判官が任期を残して退官した場合に行われ、再任されるためには、その後直近の選挙に立候補する必要がある。

King Countyの上級裁判所裁判官について見ると、知事は、任命に当たり、地区の法曹協会の推薦(10名をリストアップ)を参考にする。推薦に拘束力はないが、通常そのリストの中から任命する。

推薦リストの作成に当たって、法曹協会の委員会が、裁判官希望者本人(通常30名程度)及びその関係者(本人が担当した直近10件の訴訟事件の裁判官、相手方代理人)をインタビューする。その結果を踏まえて、裁判官適格者10名をリストアップする。

知事により任命された者と知事任命を経ることなく選挙により選出された者の割合は同じ程度である。選挙、知事任命のいずれにも長所・短所があり、完璧な裁判官選任方法はない。

選挙の場合、候補者の資質・能力ではなく、イメージで選出されるという問題点があるのは確かである。実際、大衆受けの氏名であったことなどが理由でワシントン州最高裁判官(現職)に選出された例もある。しかし、選挙は最も民主的な制度であり、裁判官が選挙を意識して判決の内容を国民に分かりやすくしようとするという面もある。最近、自分は、住民投票によって成立した法律が違憲であると判断した。この判断について、一部で、なぜ一人の裁判官が100万人の州民の判断を覆せるのだという批判もあったが(なお、このような批判に対し、法曹協会が、「裁判官は法に従って判断したのであり、その判断を尊重すべきである。むしろ、大衆に迎合することなく、法に従って判断する勇気を持つ裁判官を讃えるべきだ」という趣旨の意見広告を地元紙に出してくれた。)基本的には州民から理解を得られたと考えている。理解を得られた理由の一つに、自分が選挙によって選出されていることがあると思う。

裁判官を選挙で選任するのであれば、任期を長くした方がよいと思う。ワシントン州の4年は短かすぎる。

資質・能力の優れた人を選ぶという観点からは、知事任命がよいと思う。ただ、任期が長すぎると、裁判官が独善に陥ってしまう可能性がある。個人的には、8年程度の任期の知事任命制で、一定期間毎に信任投票を行うというような制度がよいのではないかと考える。

連邦裁判所裁判官の任命過程はかなり政治的であり、任命後に政治から完全に独立した立場に立つのは実際上難しい面もある。しかし、個々の裁判官は、政治的であると見られないために、政治的集会にも出ないなど非常に気を使っている。

また、連邦裁判所裁判官は終身制であることに對し、国民がその判断内容に不満を持ったとしても何らこれを是正する手段がないという批判もある。

## リーガル・エイド・ソサエティ(LAS)について

全米で最古かつ最大規模の法律サービスのための非営利団体。

ニューヨーク市5区のうち、例えばマンハッタン区には6つの事務所があり、民事部、ボランティア部、刑事弁護部、連邦弁護部、少年権利部等の部局が設置されている。

毎年の取扱事件数は、約30万件。具体的には、22.5万件以上の貧困層の刑事事件を取り扱い、4万人以上の少年の後見人となり、約4万の個人・家庭・地域団体等の民事法律問題を代理するとともに、多数のホームレス家庭、生活保護受給者、里子、貧困高齢者、刑務施設収容者、移民等のための集団訴訟等を取り扱っている。

職員の規模は、ニューヨーク市内だけで雇用している弁護士が943名、その他の職員が874名。なお、給与水準は、新人弁護士で約30,000ドル、勤続13年のベテラン弁護士で約70,000ドル。

予算規模は、全国で約1.3億ドル。ニューヨーク地区においては、州及び市からの公的資金の削減等により、1998年には、LAS本部から120万ドルの損失補てんを受けた。このほか、民間から800万ドル、民間法律事務所から450万ドルの寄付を受けた。

刑事弁護部では、弁護士にソーシャル・ワーカー、調査員などを加えてチームを編成して事件に対処。「契約弁護士」( )として、1日8時間ずつの3交替制で24時間待機し、裁判所からの選任を待つ。これにより、(米国の刑事手続では、逮捕された者は、原則として24時間以内に有罪答弁担当裁判官の前に引致されるが)少なくとも有罪答弁手続の直前までには弁護人と面会する機会が保障されている。1997年には、ニューヨーク市全体の貧困者の刑事弁護の71%をLASが引き受けた。

( ) 米国における公的な刑事弁護制度としては、政府に雇用された公務員たる弁護士が直接行う「公設弁護人」(public defender)制度、LASなど民間・非営利団体等が政府との契約により行う「契約弁護士」(contract attorney)制度、裁判所が個別に選任する「公選弁護人」(assigned counsel)制度の3つがある。

ニューヨーク市においては「公設弁護人」制度はなく、LASなどの「契約弁護士」制度がその機能を果たしている。「契約弁護士」を請負先の選定は、LASなど複数の団体の中から、競争入札(一定期間に何件をいくらで請け負うか)により選定される。このほか、個別に「公選弁護士」を選任することもあり、規定により支払われる弁護士報酬(1時間当たり)は、法廷内活動40ドル、法廷外活動25ドルである。

Clifford Chance Rogers & Wells LLP

(クリフォードチャンス・ロジャース&ウェルズ法律事務所)について

クリフォード・チャンスは、3000人を超える弁護士を擁する世界最大級の国際法律事務所。2000年1月にイギリス系のClifford Chance、米国系のRogers & Wells LLP、ドイツ系のPunder, Volhard, Weber & Axterが合併したものの。

法人形態としては、ニューヨーク州法に基づき設立・登録された有限責任法人(Limited Liability Partnership)の形をとっている。最大の事務所はロンドン。

国際的には、主としてClifford Chanceの名称で現地法人を展開している。なお、米国内では、Clifford Chance Rogers & Wells LLP、ドイツ等では、Clifford Chance Punderの名で現地法人を展開。

現地法人を置いている国は、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、スペイン、ポーランド、ハンガリー、チェコ、ロシア、米国、ブラジル、アラブ首長国連邦、シンガポール、タイ、香港、中国及び日本。なお、これ以外の多くの国においても、現地法律事務所と提携してサービスを提供している。

南北アメリカにおいては、ニューヨーク、ワシントンDC、サンパウロに本拠地があり、合計900人以上の弁護士が所属。米国内での事務所設立の起源は1871年。ちなみに事務所の名称Rogers & WellsのWilliam P. Rogersは、アイゼンハウアー政権の司法長官、ニクソン政権の国務長官を歴任。故Jack Wellsは、著名な証券・企業法務の弁護士。

取扱分野は、国内・国際を問わず、主要な取引、訴訟、金融市場に関する高度な法的アドバイスを提供。特に以下の分野の法律サービスに力を入れている。

金融財務関係： 資産売却、負債処理、企業買収、プロジェクトファイナンス、証券化、デリバティブ取引、金融法務等に係る法的助言など。

資本市場関係： 債権、転換社債、コマーシャルペーパー等の発行や資産証券化等様々な手法による国際市場での資金調達支援など。

企業法務： 企業買収・提携、ジョイントベンチャー設立、国際取引、独禁法、企業財務、財団設立運営、情報処理等に関する法的助言など。

訴訟及び紛争処理： 大型独禁法訴訟、知的財産、ホワイトカラー犯罪、会社更生・倒産、情報技術、製造物責任、集団訴訟等の法廷代理など。

不動産： 開発プロジェクト、不動産投資、民活インフラ、入札手続など。

税、年金及び雇用： 税務、ストックオプション、年金運用管理、雇用契約、リストラ手続、入国管理手続、人種差別問題等に係る法的助言など。

(別紙3)

## デービス・ライト・トレメイン法律事務所 (Davis Wright Tremaine LLP) について

シアトル(ワシントン州)を本拠とし、350人以上の弁護士を擁する法律事務所。

米国を始め60か国に拠点を持つ独立法律事務所の国際的な連合であるLex Mundiに加盟。

事務所所在地は、シアトルを始めとする全米11か所及び上海(中国)。

本事務所の取扱分野として挙げられているものは、海事、航空機産業、独禁法、企業、通信・メディア・情報、技術、建設、債権回収・倒産、教育、振興企業・技術、従業員報酬、雇用、エネルギー、環境・資源、財務・商事、食糧・農業、政府契約、刑事、保健医療、移民、知的財産、国際法、インターネット・電子商取引、立法、訴訟、企業買収、地方財政、新聞・出版、非営利法人、不動産、小売、証券、中国関係、スポーツ、税金、産業技術、通信、信託など。